

平成25年度 第6回 府中市文化財保護報告会議事録

日 時 平成26年3月25日(火) 午前10時

場 所 ふるさと府中歴史館3階展示室

出席者 田中会長、猿渡副会長、坂詰委員、副島委員、長沢委員、中村委員、馬場委員、藤井委員、福嶋委員 以上9名

事務局 江口課長、黒澤課長補佐、庄司主査、塚原係長、中山主任、荻野事務職員

傍聴者 なし

1 審議事項

会長 それでは審議事項(1)について、事務局の説明求めます。

審議事項(1) 大國魂神社東照宮の市文化財の指定(答申)について

事務局 資料1をご覧ください。これは大國魂神社東照宮の市文化財の指定答申案です。10月15日付で審議会に諮問いたしまして、それに対する答申となります。

前は概略・予定として申し上げた、今日の会議の前に分科会のような形で一度ミーティングを以って細かい所を何人かの先生に見ていただくことを予定していたのですが、誠に申し訳ありませんが日程の調整等でそれが開催できなくなりました。

今回、先生方にこの答申案を始めてご覧になるという状況になってしまいました、申し訳ございません。内容を読み上げます。

(資料1を読み上げる)

3ページの指定基準では1の(1)は「イ 歴史的及び学術的価値の高いもの」に該当すると考えます。

更に市にとって特に重要なものとして、登録文化財ではなく指定文化財の指定が望ましいという形になっております。

それから図面類の説明です。「大國魂神社境内平面図及び東照宮の位置図」では中雀門の南に拝殿があり、その南が本殿となり、その拝殿の西側に玉垣に囲まれた門があり、その西側に当面して東照宮本殿が当たっているという配置になっております。

次からは、正面図、側面図、平面図、床下平面図、屋根伏図、門の平面図・断面図となっております。

その裏が『官幣小社大國魂神社明細図書 東照宮正面之図』です。ここの下段の一番左端に「屋根鉄葉板柿葺」となっておりまして、前回ご審議いただいた時に鉄板葺がいつからなのかを検証する必要があるというご意見をいただきまして、これによりますと、おそらく柿葺のものに明治18年には鉄葉板（ブリキ板）の覆いが掛かっていたと考えられます。

次に写真図版があり、その3では附（ついたり）指定になります建築年代を確定させる資料となりました棟札の写真を入れてあります。その背面には川崎平右衛門と依田伊織の名前が書かれております。

次の2枚が、本文中で説明いたしました2枚の絵図でございます。これらは境内全域を描いたもので、大きいものですので、その部分を示しております。

「慶長年中権現様御建立絵図面」では、東照宮の北側に三重の塔、更にその北側に鼓楼と並んでおりまして、この3つの建物が元和年中の台徳様こと徳川秀忠の代に建立されたことが書かれております。

この図そのものは、府中市史編纂の際に府中市が模写したのから複写しております。

次の「御社頭古絵図 寛文七年 御造営ノ図」は後の時代のもので、やはり部分です。

こちらには東照宮のみで、北側の2棟の建物は再建されなかった事が分かります。

写真図版と棟札のキャプションが抜けておりますが、それぞれ外観、正面、側面、屋根組み、妻飾りといったキャプションを入れて分かる形にしたいと思っています。

説明は以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。

藤井委員 少し訂正させていただきます。答申2ページ目の「7 構造及び形式」で、「鉄板葺」を「柿葺（鉄板で覆う）」に、「組物は身舎が大斗絵様肘木…」とありますが、「絵様」は長いので「大斗肘木」に、「大斗」の読みは「おおと」ではなくて「だいと」です。

それから、3ページ目の三段目「次に回収、修理…」の段ですが、その三行目の「浜縁浜床」は「浜縁・浜床」とナカグロを入れてください。

それから、図の最後、「撰社東照宮」の文字の下に、「二三年十一月末社卜定メラレル」とありますが、これはおそらく追記です。これは誤解を招くので下の表題には「(明治18年)」を入れた方が良いでしょう。

それから、「屋根柿葺拾四坪四分壹厚」とありますが、これもおそらく追記なので、明治18年以降に鉄板を入れたと理解するのが正しいです。

この建物についてちょっと申し上げますと、東照寺としては良く残っていま

して、地盤構成の修理は足元は入っているけれど、当初の内部業務がおそらく良かったのでしょう、あまり傷んでいない。材料そのものは良いのでしょう。建物自体は創建当時のままに残っている、後側にちょっと傾いているので修理をした方が良いでしょう。大変立派な建物で、東京都内にはあまり古い建物は無いのですが、その中ではなかなか優れた建物です。

会長 鉄板葺というのは他にも例はあるの。

藤井委員 柿が傷んだ時に、柿を入れ替えると高いし、膨らみますから30年位で替えないといけないから手間が掛かる。それを鉄板にしますと、100年位はもつ。だからよく有ります。

会長 柿よりも鉄板？

藤井委員 柿があっても、柿を鉄板で繋ぐ。今はほとんど絶滅した板金屋さんが上手に作る。鬼瓦の板金屋さんが上手に作るんです。それは普通の民家で見られる、今は出来ないです、そういう板金屋さんはいなくなった。板金が要らなくなったら、その板金に予約が付くとか。鬼瓦風に作っているところはそれを取って置いた方が良いでしょう。

事務局 ただいま、鉄葉板の部分が追記であろうというお話でしたが、そうしますと答申の3ページ目にある指定基準のすぐ上に、「鉄葉板柿葺と記…」と書いてありますが「柿葺（鉄葉板）と追記…」の方が表現としてよろしいでしょうか。

藤井委員 そうですね。「柿葺に鉄葉板と追記されている。」が適切でしょう。

事務局 先に『官幣小社大國魂神社明細図書 東照宮正面之図』と書きながら同じ資料なのに『社寺明細帳』と違うタイトルにしてしまいました。申し訳ありません。これも上と同様に『官幣小社大國魂神社明細図書 東照宮正面之図』に改めさせていただきます。

副島委員 いまの『官幣小社大國魂神社明細図書 東照宮正面之図』の鉄葉板が追記だということですが、追記のようにも見えますけれど、「柿葺」はなんで「屋根」と「拾四坪四分壹厚」よりも左に寄っているのでしょうか。中村先生いかがですか。最初からこれを書く時に「鉄葉板」をある程度…

中村委員 柿葺の字が左に寄っているように見えるということですか。

藤井委員 これ、本物を見たらどうですか。

中村委員 書きっぷりは「鉄葉板」も追記に含めた方が良さそうに思えます。

副島委員 今も鉄板の下に柿葺はきちんとあるわけですね？

藤井委員 外から完全に覆われているので見えません。

副島委員 切りの所で見えるのはそうではないのですか？

事務局 おっしゃるとおりです。

副島委員 そうすると、後で鉄板を被せたわけですね。すると一番上の横棒みたいなのは、最初は何なのですか？今の鉄なのでしょうけど

藤井委員 たぶん板です。

副島委員 そこも今は鉄板が覆っているんですか？板金仕事は分かるのですが、鉄の板を曲げていくのでしょうか。曲がるのですか？

藤井委員 曲がります。

中村委員 トタン屋根みたいなものです。

副島委員 トタンなら分かります。鉄板ではないのですか。

藤井委員 トタンは鉄板です。

副島委員 それを加えて欲しいのです。

藤井委員 これはトタンなのか。何かを被せています。

事務局 ブリキではないかと考えています。鉄葉でブリキとも読むそうですの

で。

藤井委員 玉垣はもっと時代が下がるのではないのでしょうか。

副島委員 その鉄板の表面というのは何か。

事務局 ブリキですと錫です。

副島委員 この場合も錫ですか？

藤井委員 鉄板の亜鉛引きです。赤っぽく見えます。

副島委員 もう一点お願いします。棟札に銘文があつて製作年代が分かるということですが、棟札の大きさとか、棟札本文の作文とかは何か資料でもあるのですか。

馬場委員 棟札絡みで、川崎平右衛門と依田伊織という二人の府中市の中では大きい存在の人物ですから、答申の何処かに個人名を入れておいた方が良いのではないかと思うのです。附の所か、今の銘文の所でも良いですし、あるいは本文に再建棟札（誰々）ということでも良いです。

狛犬は附にならないのですか？狛犬は全く同時期とは言いませんが、もう少し注視してもよいのではないかと思います。

それで、人名が府中ではなくて江戸市中の人達と考えると、東照宮という歴史の部分と川崎平右衛門とか依田伊織とかいう新参の広がりを考えられるような気がします。

事務局 この狛犬の調査はしていないのです。

馬場委員 私がお休みの時に、狛犬の話をしたら、一緒に調査をしてくださっているという話だったのですが。

中村委員 狛犬は分けて指定しても良いような気がします。棟札は建物自体に直結しますけれども。

馬場委員 狛犬は東照宮に対しての寄進物であるのだな

中村委員 ええ、東照宮として知られていたらあるいは有ったかもしれません。

副島委員 石の狛犬を単独で指定するのは確かにありますが、狛犬の附例があれば良いのだけど、だいたい同じ時期ですからね。

藤井委員 石像を附とした例を見たことが無いのです。棟札や図面とかを附にしているのはよく見ます。

事務局 我々も調べたのですが、附で狛犬というのは建造物についてはほとんど例が無いです。

中村委員 狛犬がどれ程のものか分からない。

副島委員 市内にどれ位石の狛犬があるかを勘定した上での事になりますね。

馬場委員 狛犬自体に価値があるというよりは、其処にあるという事に価値がある。人名とか年代とかに関しては意味がある。

副島委員 この調査は、藤井先生のが初めてで、これまで報告書の様な物は無いのですか？

藤井委員 無いですね。

事務局 簡単な物ですが、1989年に東京都の近世社寺建築の報告書に1ページしかないのですが、建物についての報告はあります。後は、こちらで藤井先生と研究室の方に作っていただいた府中市歴史的建造物の中でのこちらの1ページです。報告としてはこの2つです。詳細な報告書は今までには無い状態です。

副島委員 答申案なのでそれをどういう基準でこれまでお書きになっているかは私も少し分かりかねるのですが、この建物について1ページにせよ先行のまとまった物があるのだったら、それを参考文献として上げる事が通例かと思うのです。参考となる文献を立ててやっている市町村もあるのですが、「7 構造及び形式」の次に出てくる場合もありますし、そうでなければ、7の説明の最後に改行して1文字か2文字下げて参考文献を書いた方が分かり易いように思います。

藤井委員 それをやるのであれば、7か8の後に入れますね。

副島委員 市町村によってはそういう刊行された物が無いと指定しないという基準を作っている所も案外あります。

馬場委員 資料にある境内の絵図は、わざわざ文言を入れているのは何か意味があるのですか。読みやすい字で書き直したりという意味ですか。郷土の森で複製を作らせていただいているのですが。

副島委員 原本所有者と書いてなかったですが、何処が持っている物ですか。

事務局 寛文七年の方は、お宮でお持ちと書いてあります。慶長年中の方は個人の所有で、桑田さんが武蔵惣社明細書から写したものです。

馬場委員 神社の慶長年中境内図ですか。

事務局 あれではありません、別のです。あれには年号が入っていません。それとすみませんが私は「武蔵惣社明細書」に行きあたりませんで、これは神社でお持ちなのかなと考えております。

馬場委員 郷土の森に武蔵惣社明細書の写真があります。

事務局 それでは、そちらの写真を確認してそちらを使うようにします。

副島委員 寛文七年の方はお宮が持つておられるものですね。

事務局 はい。

副島委員 それで、慶長年中の方は、個人蔵としか分からないということですか。

事務局 はい、そうです。

馬場委員 それでは、原本を確認していないということですか。

事務局 はい。

副島委員 所有者が分からないということですか、それはどういう事でしょうか。

事務局 未調査ということですか。

馬場委員 原本の調査をしていないということですか。

副島委員 慶長年中の方を見ると現代のペン書きで「とちふき」と書いてある所と上下が逆転して「是ハ消失…」と書いてある所とかあり、昔のを一応そのまま写していたと思えない、かなり混乱していますね。

馬場委員 慶長年中と書いてあるのですが、お宮にも「慶長年中境内図」と呼ばれている物があるのですが、おそらく推測ですが、寛文七年の改修の折に古い図を起こしてどうやって改修するかを検討していると思うのです。

その段階で、これは焼失していないんだという事が書いてあるという記事も書いていると思うのです。昭和になってこれは焼失していないと書いたのではなくて。

副島委員 そうではなくて申し上げているのは、これは慶長年中の図面の写しだとあるのですが、原本にはいったどういう風に描かれていたのだろうかということをお願いしているのです。例えばこの「とちふき」とか「拝殿」とか「三十間いがき迄」とか、こういうのは模写なのですかという質問です。

馬場委員 神社の持っている「慶長年中境内図」と呼ばれている物にもこれと同じ様な表記がされています。「是ハ消失」しているとかです。

副島委員 それでは、その「慶長年中境内図」を使った方が良いのではないですか。

馬場委員 それには、この東照宮の両側の建物が描かれていないのです。

副島委員 だから、いよいよ大きな問題になってくるのではないですか。この絵図の模写というものの信憑性をどう捉えるかという問題じゃないですか。これはあくまでも昭和35年にどなたかが写したものです。それよりも前にこれと本当に同じ物があってそれを写した物やら、その時に色々と他の物を描き

足したものなのか、よく分からない。

藤井委員 今のお話によると、慶長年中権現様御建立絵図面、大國魂神社の資料というのは、1個体の明細書に付いている物ですか。

事務局 いえ、単独にある資料で、市史編纂の時に、各種の大國魂神社の絵図を市で写し取っている物が11枚あり、その中の1枚です。

藤井委員 その資料自体の成立はいつになっているのかな。模写じゃなくて原本のです。

事務局 分からないのです。想像はできて、東照宮が建てられたのが元和3年（1617年）です。正保3年（1646年）の府中大火で慶長造営の六所宮は焼失してしまいますので、その間という風に考えられない事もないのですが、確証はありません。

坂詰委員 この図面自体はかなり時代的に錯ししている。権現様のお宮の図に東照宮と入っているのは後から加えた物です。だからこの間の事情をもう1回お調べいただくべきですね。東照宮が入っている図面が確かに必要だという事が判断できれば、その図面から推定されるとしたらどうですか。

事務局 わかりました。（再調査します。）

馬場委員 これに付ける図として、三重塔の鼓楼と入っていると拙いですか。

藤井委員 寛文七年の図が有れば、再建以前の状態として十分だと考えられます。

会長 この図は取り合えず削除して、答申とするのが良いのではないですか。無駄な図を付けて、これが生きてしまったらまた問題になる。

馬場委員 三重塔が要らないなら、お宮の図を使えば良いです。

会長 寛文七年の方だけで良いのではないですか。

馬場委員 ただ、寛文七年の図も年記は入っていないのです。要するに寛文七

年の時の造営の有様が反映されているという図です。

藤井委員 推定図ですね。

馬場委員 ええ。

副島委員 そうすると、一番大事なのは棟札で、その棟札の存在からこういう絵図もある程度正しいのではないかというのが言えてくるという順序になっているのではないですか。

藤井委員 そうだと思いますね。実際には、この指定そのものに、この後ろの図はあまり重要ではなく、棟札と現在の建物が同じ時代の物だというのがはっきりする。その淵源を辿るとこの補助資料になる。参考資料なので僕は寛文七年と呼んでいる図で元を辿ればこういうことだったと分かれば良いと思う。

会長 寛文七年の方は付けておいても問題ない？

藤井委員 「御社頭古絵図 寛文七年 御造営ノ図」というのがこの資料に記載されているのですか。年記が無いとすると、寛文七年に括弧を付けて扱うしかない。

馬場委員 寛文七年と言い続けてきている。府中市史か府中市の歴史の文に使っていませんか。その表記を一度どうしようかと思った事があって、年記がしっかり書いて無かった様な気がします。確認します。

会長 当てにならない資料ですね。

中村委員 指定の本筋に関わらない物の来歴というか。元和年中に創建される。

副島委員 元和年中に創建されたというのは、何に基づいているかというところのペン書きの昭和35年府中市模写に拠るのでしょうか。他に資料が何かあるのですか。

中村委員 書かれた資料としては分からないのですが、これに基づく伝承です。

藤井委員 答申の本文に創設されたと伝わったとあるけど。

副島委員 問題は、寛保3年に再建されたのが今の建物である、その前身建物がいつ頃できたのかをどう証明するかということですね。それは何で分かるのだろうか。

藤井委員 東照宮そのものがいつ出来たのかというのは、お宮にある他の資料では分からないのかな。

事務局 武蔵惣社史にあります。

猿渡委員 社史にはありますね。

副島委員 それを引けば良いと思います。

事務局 その文献のタイトルを入れるということですか。

副島委員 それに元和年中に建てれたとあれば良いです。

馬場委員 本文の「元和4年…」の所に入れれば良いですね。

藤井委員 その寛文7年の所に

事務局 出典は「武蔵惣社史」慶応4年の中に元和3年の創建ということが伝えられています。

副島委員 元和3年とあって、更に府中市がした、お宮が持っている寛文七年の造営図には東照宮が描かれているということですね。

事務局 はい。

副島委員 東照宮が焼けたり壊れたりした記録は有るのですか。

事務局 無いです。正保の大火で焼けたであろうとは考えられます、六所宮全体が焼失していますので。

副島委員 そうすると、「8 過去の履歴等」の所に焼けたのであろうという推測を書かないと、なぜ再建されたのかの説明がし難いですね。大火で恐らく焼

けて、寛保3年に今日の建物が再建されたのだらうと持っていった方が良いと思いますね。

藤井委員 (再建理由が) 焼けたからなのか傷んだからなのか分からないですね。ならば書かない方が良いと思います。前身はこれで、再建はこれであると書けば良い気がします。

副島委員 建物はそういう風に再建の記録が有ったら、前の物がどうして無くなったのだらうとあまり考えなくて良いのですね。

藤井委員 はっきりと分かれば良いのですが、分からないとなれば書かないですね。

会長 火事になったのは事実でしょう。

藤井委員 確証は無いのです。

会長 そうか。

副島委員 なぜそう申し上げたのかは、仏像ではよく再造とか再構とか書かれていても実は、その時に全く新しく作られるというのが時々あるのです。前の物はどうなったのかを気にする癖があって、そう申し上げただけです。

藤井委員 建築の場合は、修理・修復と書いてあって、実は新築ということはよくあるのです。それはその建物をよく見て判断する。

事務局 それでは、内容を書き直して藤井先生に見ていただきます。

藤井委員 それならば、門扉が同じ年・同じ時の仕事の物なので、それを附で足すというのを入れてください。足元の残っている方も同じ年代ですので、これも附で良いと思いますので入れてください。それと宮門と透塀です。宮門は図面を取ってあります。

副島委員 そうすると、「7 構造及び形式」にも門等も出てきますね。

藤井委員 棟札も附で、寛文3年(1663年)1月ですね。その綱領は「8

過去の履歴等」で記述する。

副島委員 建造物の指定はよく分かりませんが、これから本殿を指定する際に、門も同じ時だから附に使用という考え方ですね。同じ時であれば、本殿及び何々と並列で記載するという素人考えになるのですが。

藤井委員 主体の物が一つあってそれに関連する物を附にする。全部併記する。その両方の考え方があります。

副島委員 例えば寛保3年の門だけが残った場合、一本立で指定の可能性はあるのですか。

藤井委員 十分有り得ます。

副島委員 そうすると、附にするのは気の毒な気がします。

藤井委員 附でも同じなのです。文化財としての価値が殆ど無くて一連の物で価値は小さい。本体に付けた付属品であるということです。

馬場委員 本殿だけ残って、わざわざ塀で囲った立派な物を作りましたというイメージの建物な訳ですね。だから、門・塀付きの東照宮として扱いたい。附であれば何処かに持っていても良いとなる。

藤井委員 それを附で書いておくと東照宮の本殿で門、透塀を伴っていることになります。

副島委員 例えば、有形文化財だと阿弥陀如来が居て、観音菩薩と勢至菩薩が居たら、阿弥陀如来は本指定で、両脇を附にするってことは有り得ないです。その3つ一組を本指定でやる。附はそれに付く厨子や、その文書であるとか本指定の物を証明したりせず付属品として必要。だから附は本指定よりも1段階落ちるから附だという意識があります。

藤井委員 彫刻の場合はそうなるのは良く分かりました。しかし建造物の場合は、例えば民家では、お座敷に庭が付いている、その年代・種類がすごく多いのでそのものに指定するのも難しいから附にして形を残そうとする。形を変えると現状変更になりますから、変更にならないように形を維持する。そういう

意図です。

副島委員 それでは、説明の中で門等は同時に作られた物で一括りとして価値があると書いていただければ良いですね。

藤井委員 形を附で書くとしたら、棟門1棟、透塀1棟というのでよろしいかと思います。

副島委員 附の順番として、その次が当然、再建棟札ですね。

藤井委員 いやこれは、本殿に付いている棟札です。本殿と棟札は本来1セットです。棟門と透塀は離れていますので附になります。確認します。

副島委員 そうすると、再建棟札は、本殿再建棟札と書いた方が良いということですか。

藤井委員 あ、そうか。棟札は再建した物に付いているのだから「再建」と入れないですね。

副島委員 この棟札は本殿の棟札であると明示しないでも良いですか。

藤井委員 普通は明示しないですね。

会長 では、棟札は寛保3年も取ってしまうのですか。

藤井委員 棟札だけの場合もありますね。建物が建った時の物である可能性が高いです。

副島委員 いや、それは寛保3年を名称で入れた方が制作日が分かるから望ましい。

事務局 他の建造物で棟札が附になっている場合、「棟札1枚寛保3年の明記あり」とか但し書で後ろに付けている例も見受けられました。

副島委員 それは、国の遣り方とかですね。一杯下に付けたり、2文字下げたり、右に寄せたりとかあるのですが、明快にするにはこの書いていただいた「寛

保3年棟札」とか「寛保3年の棟札」とかの方が今は分かり易いです。

藤井委員 府中市でどれ位の建物が指定文化財になっていて、その附はどうなっていますか。

事務局 市の文化財で附は今まで無かったです。

藤井委員 分かりました。これを調べて連絡します。

副島委員 考古ではどうでしたか。

中村委員 考古出土品を調べて内訳を書くときには、一纏まりの物ではないですから、それぞれバラバラであれば一つ何々、というよりは附で単に並べれば良い。

会長 それでは（棟札の）名称はそれで良いでしょう。

副島委員 そうすると答申の中身は随分変わってきますね。

藤井委員 指定範囲が無いですから、史跡みたいに場所を指定するとその構成物になる。

副島委員 いやいや、この答申案をこの場で手直しするという訳にはいかないのではないかと。追って再作文することになる。

藤井委員 指定範囲を最小限にする努力をしているのです。市の方と協力して最小限の指定にしている。内実は変わらないです。

会長 そうですね。内示が悪いとは言っていない。表記の問題だけです。とりあえず今回は附でやるのですか。

中村委員 内訳で表記するあれば、本殿を主にしないで東照宮を主にしてその内訳で本殿、門、透塀を列挙するとなりますね。

藤井委員 その場合、狛犬の解説は書けません。

副島委員 向かって右が阿、左が吽です。

藤井委員 彫刻の専門家は、私です。

副島委員 その名前は江戸市中の

馬場委員 ここら辺の人達ではなくて全部江戸での名前です。

副島委員 ……ということで東照宮を再建した時の人間関係・背景が分かるようになってくるから。だから狛犬を建造物の附と必ずしもしなくても、ここにこうやって明記してあれば、寛保2年4月と寄進者の銘が…

藤井委員 所有者が不安定で危ないと思ったら附に付けてしまいますし、そうではないのに決めてしまうのはどうかと思います。

中村委員 狛犬の銘文で江戸市中の人が沢山加わっているのであればそれだけ狛犬の文化財指定も十分ありそうです。

事務局 狛犬は美術工芸品では無い場合が多いです。

中村委員 美術的価値が無ければ歴史資料となる。その内容が貴重である。

馬場委員 狛犬自体に価値は無い。

副島委員 今年度答申する格好で遣って行く訳ですね。そうしたら狛犬は時間が無いから、エドカン？が大事だと書いておけば良いでしょう。

会長 狛犬の台座の銘に人名があるの？

馬場委員 その銘に江戸市中の方の名前があります。

副島委員 答申案2ページ目の「石造狛犬2基」は、「石造獅子狛犬一対」としていただきたい。確か狛犬の角が残っていましたね。

会長 それでは狛犬の件は以上とします。

藤井委員 何十人も刻印されているのですか。

馬場委員 結構な人数です。

副島委員 20人位ですか。

馬場委員 両方で20人位ですね。

中村委員 門も寛文の同じ時期に作られたというのは、構造とかから分かるのですか。

藤井委員 材質ですね。粉飾も同じ時期の同じ様な粉飾に見えます。直観的な話ですが。根拠は無いです。穴の空け方、仕上げの刀の入り方ですね。

副島委員 そうすると附は寛保3年の棟札1枚と門ですね。

藤井委員 棟門1棟、それと屋根の形式です。屋根の下から上まで全部替わっています。それから透塀1棟です。

副島委員 そうすると「6 建築年代」も「再建棟札」ではなくて「棟札」が良いですね。その図面が付け加わると。

藤井委員 棟札の図面は有るのです。(事務局に送ってあります。)

事務局 それでは、附として棟門1棟、透塀1棟と入りまして、「7 構造及び形式」の最後の年代の所に「棟門、透塀も同時期に建築と考えられる。」といった文言を入れるということによろしいでしょうか。

藤井委員 具材とかは書かなくて良いのですが、「棟門と透塀も同時期と考えられる」だけで良いです。

事務局 それでは、色々ご指導ありました所を修正いたしまして一度藤井先生にご覧いただきまして、その後、田中会長に見ていただくという事で進めさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

会長 うん。答申の1ページの最初に出すのは変えなくて良いの？

藤井委員 そうですね。1ページの下から5・6行目の「再建棟札」の「再建」は要らないです。それから直ぐ上の「結構」は古い言葉なので「構成」に、「玉垣」は「透塀」に、「門」は「棟門」にしてください。

会長 それでは、この答申の文章で他におかしな所は無いですか。

馬場委員 2ページ目の「棟札」の後ろに「(誰々…)」と、ここには再建と入れた方が良いでしょう。

副島委員 棟札はどうか。「7 構造及び形式」で「構造に次の様な銘が有る」として棟札の銘を記述した方が説明しなくて楽なのではないですか。

藤井委員 棟札の銘文は「7」に入れますね。あるいは「8」にしようか。

副島委員 「7」で良いのではないですか。「棟札に次の様な銘が有る」として。改行もスラッシュで追い込んでいけば表記のことですが、横書きの場合、例えば「五百石」というと歴史的な事だから、漢数字を使うのですか。「桁行二間」も漢数字ですか。

藤井委員 ここはアラビア数字を使いますね。

副島委員 それでは算用数字に直した方が良いでしょう。

藤井委員 ただ、丁目は割りと漢数字を使う。これは法律的なことですね。

副島委員 丁目は漢数字ですね。妙な話ですが。法律で決まっているのですね。

会長 そうですね。

中村委員 統一すれば良いのにね。役所は縦書が原則で縦書では漢数字で書いたけど、見やすくするため、横書きでは算用数字にしたりする。

会長 三丁目と書くの？

事務局 そうですね。住所表示では漢数字を使います。

会長 ということで、この件は、事務局で修正して、藤井君の確認を経て僕の所へ持ってくるということで良いですね。それで、日にちは今日で良いの？

事務局 年度内ということをお願いしています。

会長 慶長年中の絵図は外すと。

事務局 はい。

会長 寛文七年は生かすと。

事務局 はい。

会長 これではっきり疑問点が無くなったら、また何か来ると。

事務局 はい。

会長 実際は（慶長年中の図の様に）こうだったのだろうと思うよね。神社の方の資料はどうなの？

猿渡委員 「大國魂神社境内平面図及び東照宮の位置図」の方位は磁北を指しているのでしょうけど、ちょっとおかしい。磁北からの傾きは4.5°位でしょう。

会長 この方位だと10°位だね。

分かりました。審議事項はこれで一応終了します。それでは報告事項について、事務局の説明求めます。

事務局 報告については一括で説明させていただきます。

報告事項（1）国指定天然記念物馬場大門のケヤキ並木の補植について

事務局 平成25年8月20日に枯死が確認され、同月29日に伐採した八千代銀行前のケヤキ W8003 の補植作業が平成26年3月17日、18日の2日間に行われました。経緯は資料2のとおりです。現在は写真のとおり植わっています。

以上です。

報告事項（２）国史跡武蔵国府跡保存管理計画について

事務局 本年度、国史跡武蔵国府跡保存整備活用検討協議会で、保存管理計画を検討されました。こちらの猿渡委員、坂詰委員、藤井委員の３名様にも入っていただいて審議していただいて、文化庁と東京都の指導も受けてまとめました。

ここで、お手元に届くようにいたします。

以上です。

報告事項（３）国史跡武蔵府中熊野神社古墳の範囲確認調査について

事務局 資料３を見ていただいて、先日、夏の調査を検討し、再度調査を実施しました。夏に発掘した所を再調査して、先日の３月１５日に近隣の方も含め見学会を実施し、１００人以上の見学者がありました。

内容としては、古墳の横に大きな土取り穴と考えられる大穴が見つかり、これが古墳のものとするれば、築造工程、設計思想を知るうえでの重要な資料となります。

資料３をご参考にしてください。

以上です。

報告事項（４）武蔵台遺跡 23 号住居跡出土品 19 点（漆紙文書ほか）の都文化財指定について

事務局 資料４になります。東京都の方で、都の文化財の指定について審議されていた東京都文化財保護審議会の答申の資料です。

今回は、新規指定の物件が４件あるという事で、その中の一つの考古資料、東京都有形文化財として指定になります。これは３月２７日に告示・指定されます。

武蔵台遺跡は、以前、東京都の府中病院が建っていた場所であつた遺跡です。指定された考古資料は、その病院の建替工事に伴う発掘調査で発見された漆紙文書です。この文書は奈良時代の文書に漆が付着して（墨の成分が漆に付着）文字等が残っているという貴重な例で、都内では他に例は無いそうです。また、国分寺の造営の時期を考えるうえでこの資料は貴重な資料であることも指定の要因となっています。

報告は以上です。

馬場委員 都指定は漆紙文書だけですか。

事務局 一緒に出てきた土器・瓦を含めて19点あります。住居跡から漆紙文書が出てきたのですが、その住居跡の主な出土品全てを網羅しています。これは今月30日まで郷土の森博物館で特別に展示しています。

藤井委員 年代の特定はどのように、また何年頃ですか。

中村委員 暦です。

事務局 具注暦という暦に当り、天平宝字元年・天平勝宝9年です。西暦757年です。

中村委員 これよりちょっと古いのが正倉院に入っていると思います。暦ですから内容的にどうってのは無いですけど年代が分かる。これが漆の作業に使われているのだから、その作業は暦よりちょっと後だろうという判断に意味があるだろうということです。

副島委員 これは19点が都指定になる。その19点はこれまで市指定だったのですか。

事務局 何も指定されてませんでした。

会長 これは出てきたばかりですね。

事務局 調査されたのが、昭和60年～62年です。その時に出てたのですが、その後いろいろな研究が進み、漆紙と土器の年代決定の基準になるということで、再評価されて、ここで指定されたという話になります。

会長 わかりました。では、報告事項はこれでよいですか。

福嶋委員 ケヤキの補植の件、私も今朝見てきたのですが、問題があると思い、苦言を呈します。

一つは写真で分かるように下の方から枝分かれしているムサシノ種を使って

いるのです。大國魂神社の境内のケヤキと比べると違いは下の方から枝分かれしていることです。写真の奥のを見ると全然枝分かれしていませんね。つまり、大國魂神社の昔のスタイルはこのスタイルです。

ところがこの木を見ると下の方から枝分かれしている。どういうことかという下の方から枝が箒状に立つのです。デパートの左側のもこのタイプです。昔の姿とは全然違う。おそらくこのままで行くと回りが繁り過ぎて困るのではないかなと心配しています。

以前も私は、ここの場所かどうか覚えていないのですが、その事を申し上げたつもりです。こういう木は替えた方が良いでしょう。これがまた植わっている事に危惧を持ちます。

もう一つは植わっている場所が、大きな木が近い場所にある。そこがまた日陰になることを心配しています。

会長 枯れた木と同じ場所に植えたから問題あるということですか。

福嶋委員 大きな木がすぐ横に2mも離れていない所にあるのです。また日陰になる。植え替える訳にはいかないでしょうけど、考えてほしい。

会長 昔から庭木でもケヤキを植えたのは、飢饉の時に切って売るために植えている。この辺は皆ケヤキを。

福嶋委員 三代目位には切れますからね。

会長 この木じゃない。まっすぐな柱が取れる木を植えた。

福嶋委員 境内の木は全部下の方に枝は無い。

副島委員 ケヤキの種類が元々違うのですか。名前はあるのですか。

福嶋委員 これはムサシノという種類です。

馬場委員 枝を落とせば良いというものでもないのですか。

福嶋委員 枝を落とすと、そこから腐れが入るのです。

副島委員 まっすぐなのは何という名前ですか。

福嶋委員 名前は昔のだから無いのではないですか。

会長 新しく植えた木は皆これだね。

福嶋委員 フォーリスの所は皆これです。2 m位から枝分かれしている。あれに合わせただけかもしれませんが。昔のスタイルではない。枝が張ると今後困ることになるだろうと思う。

後は、下草にタマリユウ、ジャノヒゲを植えている。あれはヘデラよりもはるかに穏やかで良いと思う。そこにある看板にはヘデラを大事にしてくださいとあるけど、ヘデラは無いです。あれは変えた方が良いでしょう。

会長 昔の絵を見ると割りと低い所から分かれている物も入っていたかもしれないね。

福嶋委員 ほとんど無いと思いますね。

会長 困った事ですね。

福嶋委員 私が気になるだけで、他の方は気にならないなら良い。神社さんがこれで良いというなら良いです。写真の奥を見ると細かい枝が出ていますがメインの軸がはっきりしています。これははっきりしていません。

会長 わかりました。それでは、その他の方に移ってよろしいですか。

事務局 郷土の森のリニューアルの件です。平成26年4月から9月末まで博物館の常設展示室リニューアル改修を進めているところです。博物館が開館してから26年ということで、本来、平成19年に五カ年計画を実施してきましたが、平成21年に中断して念願の改修工事が出来るようになりました。これまでの学芸員の調査研究と、市職員の発掘調査の成果を元にデジタル映像や原始時代から近・現代までの5つの時代をテーマにした物を小さなお子様から世代を超えて皆様に分かりやすく、そして、楽しみながら、体感したり体験したりする参加型展示室として工夫を凝らした展示室を今改修工事で進めているところです。よって4月1日から半年間、常設展示室が中止になります。プラネタリウムも平日は見えなくなります。土日とゴールデンウィークの期間中にのみ観覧できます。

ということで、市民の方に不便をお掛けしますが、リニューアル後は学校等

幅広く活用して多くの方に来ていただくようにしたいと思っています。

ふるさと府中歴史館の展示は現在、2階の公文書資料展示室で、企画展の府中の鉄道2を実施しています。6月8日月曜日までの予定です。

その後も2階では公文書を取り混ぜながら他の資料も加えて随時企画展を行っていきたいと思っています。

本日もお時間があれば、是非ご覧ください。

以上です。

次回平成26年度第1回の開催日は平成26年5月16日の午前10時からに決定しました。